

指定期間が延長されました(令和3年9月1日まで) セーフティネット保証4号

<セーフティネット保証4号とは?>

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度

売上高等が減少している中小企業者の皆様へ

令和3年5月19日に中小企業庁ホームページで発表！



期間が延長されました

指定期間延長

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間は
令和3年6月1日となっておりましたが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ、
期間を3ヶ月延長し、**令和3年9月1日まで指定期間を延長すること**を予定しております。

<セーフティネット保証の指定期間とは?>

- ・ 中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。
- ・ 指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。
- ・ 認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

注：指定期間の延長は、「認定申請を行うことができる期間の延長」であり、既に取得されている認定書の有効期間を延長するものではありませんのでご留意下さい。

セーフティネット保証4号の対象となる中小企業者

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

※売上高等の減少について、市区町村の認定が必要

指定地域は
中小企業庁の
HPでチェック



内容

■ 保証限度額：一般保証とは別枠で**2億8,000万円**

■ 対象資金：経営安定資金

■ 保障割合：**100%保証**

